



平成 25 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 富士紡ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 中野 光雄
(コード番号 3104 東証第一部)
問合せ先 専務執行役員 三木 康史
(TEL 03-3665-7612)

当社連結子会社における会社分割契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 15 日付の「当社連結子会社における会社分割（吸収分割）に関する基本合意のお知らせ」において、当社の連結子会社である柳井化学工業株式会社（以下、「柳井化学工業」）が、東洋紡株式会社（以下、「東洋紡」）より同社の武生工場に関する資産等（以下、「本件資産等」）を会社分割（吸収分割）により承継することについての基本合意書を締結したことをお知らせいたしましたが、本日、柳井化学工業は予定通り平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日とする会社分割を実施する吸収分割契約書を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は当社の子会社の組織再編であります。適時開示基準に該当いたしませんので、開示事項・内容の一部を省略しております。

記

1. 会社分割の目的

当社グループは、中期経営計画「突破 1 1 - 1 3」において医薬および機能化学合成製品等の中間体の受託生産を柱とした化学工業品事業を重点事業の一つとして位置づけております。

この中期経営計画の方針に基づき、化学工業品事業の拡大のための生産設備増強を検討してまいりましたが、本件会社分割（吸収分割）がこれに最適であり、当社グループ全体の企業価値向上に大きく資するものと考え、柳井化学工業と東洋紡との契約締結に至った次第であります。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

分割契約承認取締役会決議日	平成 25 年 1 月 25 日
分割契約書締結日	平成 25 年 1 月 25 日
分割予定日（効力発生日）	平成 25 年 4 月 1 日（予定）
金 銭 交 付 日	平成 25 年 4 月 1 日（予定）

(2) 会社分割の方式

東洋紡を吸収分割会社、柳井化学工業を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

(3) 交付する対価の種類・総額等

柳井化学工業は会社分割により承継する本件資産等の対価として、東洋紡に対し、金 749 百万円（金銭）を交付いたします。

(4) 分割対価の算定根拠等

本会社分割に際して、柳井化学工業が交付する対価の算定については、本件資産等を時価純資産方式により算定した金額を基礎として、両者協議の上決定いたしました。

(5) 承継会社が承継する権利義務

柳井化学工業は、武生工場に関する資産、契約その他の権利義務を吸収分割契約書に定める範囲において、分割会社である東洋紡から承継いたします。

(6) 債務履行の見込み

承継会社が負担する債務については、いずれも履行の見込みには問題はないものと判断しております。

3. 承継する部門の内容

承継部門	内 容
武生工場	医薬中間体、農薬中間体およびその他化学工業品の製造

4. 分割後の東洋紡（分割会社）の状況

商号、所在地、代表者、事業内容、資本金、決算期に変更はありません。

5. 分割後の柳井化学工業（承継会社）の状況

商号、所在地、代表者、事業内容、資本金、決算期に変更はありません。

6. 今後の見通し

本分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上